

業務部速報



No. 97

発行 25. 3. 22

JR東労組 業務部

「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」 に関する解明申し入れ 第2回団体交渉(3/17)を開催！ No.5

申10号

18. 担務変更の考え方や期間を明らかにすること。

【組合】	【会社】
<ul style="list-style-type: none">○この場では示すことができないというが、なぜ示せないのか。○担務変更に関する考え方、社員のメリットは何か。○担務変更される期間について、日、週、月ごとに通知するのは誰で、いつ通知されるのか。また、専門技術集結、プロジェクトの推進以外で線閉責任者、保守用車責任者、見張員が足りない場合にも担務変更はあるのか。○出勤に間に合わない場合、寮や社宅、職場に泊まるなどの対応はどのように行うのか。○通勤超勤、いわゆる足超勤は適用されるのか。○担務変更に伴う移転は、赴任手当の支給条件と変わらないのか。	<ul style="list-style-type: none">○本施策により担務変更の考え方が変わるものではない。<u>地方交渉では必要な出面数なども示す。</u>○社員のメリットは、色々な業務を経験する事ができ知見も深まる。安全、サービスレベルの向上にもつながる。○担当業務については周辺環境などが以前とは大きく変わってきている。<u>日毎に今日はAエリア・明日はBエリア・明後日はCエリアなどという運用は考えてはいない。</u>フレックス制度のため、どこでどのように働くかは都度指定となるが、<u>メインとなる保線センターはある。担務変更となる場合には、本人に対して事前に知らせ、コミュニケーションを図る。</u>○現在も実施している通り、寮や社宅への宿泊なども必要により認められる。また、通勤方法が変更となる場合は交通費の支払い対象となる。○フレックスタイム制度においては、移動時間は労働時間に参入しない。○その通りである。

19. 認定線区保守業務の適用エリアを拡大する根拠を明らかにすること。また、拡大するエリアを明らかにすること。

【組合】	【会社】
<ul style="list-style-type: none">○認定線区の考え方は変更ないが、適用エリアを見直すとはどういったことか。○現状での拡大する認定線区はどこか。○この間のエリアセンターの成果と課題は何か。○パートナー会社の負担も大きく増えないか、移管線区拡大により施工会社負担増≒労務単価の上昇はあり得るのか。その場合、認定線区にかかる費用は増大するのではないか。	<ul style="list-style-type: none">○具体的な考え方に変わりはなく、地方での議論になる。○具体的には地方での議論となる。○成果としては業務の効率化ができた点だ。また、外販につながる要素となった。働き方としてのエリアセンターというスキームを構築できた事が成果だ。課題としては、パートナー会社からあがってきている課題ではあるがJRから出向しているベテラン社員の退職により、特情やノウハウが失われる事を危惧している。<u>相互出向を推進し、ノウハウを入れ続けることが課題である。</u>○外注費も増加するが、これまでの社員数の減少による人件費の削減もあり、全体として増大するものではないと考えている。



全19項目終了！中央本部は、解明交渉の内容を踏まえ基本申し入れを提出し精力的に交渉していきます！